

役員及び評議員の 報酬等に関する規程

社会福祉法人 弘陵福社会
特別養護老人ホーム 六甲の館

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 弘陵福祉会の評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下「委員等」）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬を支払わない。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が法人運営のために勤務する場合は、別表2により報酬（給与）を支給する。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合も、別表1により報酬を支給する。

3 評議員選任・解任委員及び第三者委員が委員会に出席した場合は、別表3により報酬を支給する。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬を支払わない。

2 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支給する。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月26日より適用する。

別表1

名 称	報酬
理事会への出席	10,000 円
評議員会への出席	10,000 円

別表2

名 称	報酬
理事長月額報酬	400,000 円～700,000 円
理事	就業規則・給与規程を適用する
監事監査への出席	15,000 円

別表3

名 称	報酬
評議員選任・解任委員会への出席	15,000 円
第三者委員会への出席	10,000 円

平成29年4月1日改訂
令和2年4月1日改訂